

## 村民の声対応状況（令和7年3月①）

受 付 日	令和7年2月20日（木）
要 旨	小笠原タコノ葉細工について②
内 容	<p>1 作業場所を、クラブハウス→ゲートボール場更衣室へ変更できないか。</p> <p>2 原材料の確保のため、村有地にタコノキを植樹できないか。※植樹等管理は、研究会で管理可能</p> <p>3 無形文化財に指定し、恒久的に展示・保存でき、活動の拠点となるような場所を父島にも設置できないか。</p>
回 答 日	令和7年3月13日（木）
回 答	<p>1 ゲートボール場更衣室を作業場所として使用することについては検討いたしますが、使用後に清掃し、原状回復していただく必要があります。また、材料や道具類を更衣室内に保管することはできません。</p> <p>2 タコノキの植樹に適した村有地は少ないですが、具体的な場所がありましたら施設所管課または財政課にご相談ください。</p> <p>3 無形文化財の指定は、タコの葉細工の技法の独自性や歴史的価値を明らかにすることで指定が可能になります。しかしながら指定の有無に関わらず、特定の団体のために新たに公共施設を設置したり、既存施設の一部を専用スペースに提供することはできません。</p>